

高松市病院局総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市病院局が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が高松市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要領において「簡易型総合評価落札方式」とは、総合評価落札方式のうち、評価の区分に応じ、次に掲げる方式をいう。

（1） 価格のほか、簡易な施工計画（施工上の課題を含む。以下同じ。）、同種・類似工事の経験、工事成績等の項目につき総合的に評価する方式

（2） 価格のほか、同種・類似工事の経験、工事成績等の項目につき総合的に評価する方式

2 簡易型総合評価落札方式は、原則として前項第1号に掲げる方式を採用するものとする。ただし、当該案件において施工計画の内容について客観的に判断するための効果的な評価項目を設定することができない場合は、同項第2号に掲げる方式を採用するものとする。

3 簡易型総合評価落札方式においては、第1項各号に定める項目のほか、災害時に建設業者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、当分の間、災害時の活動体制を評価項目とする。また、必要に応じ、企業の地域性・社会性等についても、評価項目とする。

4 この要領において「特別簡易型総合評価落札方式」とは、総合評価落札方式のうち、価格のほか、企業の施工能力及び災害時の活動体制に重点を置き、総合的に評価する方式をいう。

5 簡易型総合評価落札方式の略称はⅠ型（技術評価型）、特別簡易型総合評価落札方式の略称はⅡ型（地域維持型）とする。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式は、評価において競争性が確保されることに留意しつつ、方式に応じ、次の工事に係る入札において実施するものとする。

（1） 簡易型総合評価落札方式 予定価格1億円以上の工事

（2） 特別簡易型総合評価落札方式 高松市病院局入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成23年12月28日施行）第4条第4項第1号に規定する市内企業のみが入札参加資格を有するとされた土木一式工事であって、その予定価格が1,500万円以上3,000万円以下であるものの

2 前条第1項各号の方式のうちいずれを採用するのかの決定（設備の場合は、施工計画に係る配点についての決定を含む。）に当たっての手続は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

（1） 当該工事の監督及び検査を所管する各課又は室の長、当該監督及び検査担当職員並びに契約担当課長が指名する職員が協議し、その結果を決裁文書に記載すること。

（2） 前号の結果について高松市工事請負等審査委員会規程（平成27年高松市規程第3号）に定める高松市工事請負等審査委員会の審査に付すること。

3 簡易型総合評価落札方式は、必要があるときは、第1項第1号に規定する工事以外の工事に係る入札においても実施することができる。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 総合評価落札方式を実施するに当たっては、次に掲げる事項について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(1) 総合評価落札方式により入札を行うことの適否

(2) 落札者の決定に関する事(前号の事項に係る意見聴取に際し、改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴き、落札者の決定について、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合)

(総合評価の方法)

第5条 総合評価落札方式で定める評価は、除算方式とし、落札者の決定は、次の方法による。

(1) 落札者決定方式

入札参加者のうち、入札価格が予定価格以下である者に対し、この条の規定により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、あらかじめ設定した価格を下回った者は、高松市病院局低入札価格調査制度要領(平成31年4月1日施行)の定めるところによる。

(2) 評価値

評価値＝技術評価点÷入札価格(単位：千万円)

＝(標準点＋加算点)÷入札価格(単位：千万円)

標準点：入札参加条件を満足する入札参加者について100点の標準点を与える。

加算点：あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき評価された加算点を与える。

評価値の計算において入札価格の単位は千万円とし、求められる値(評価値、基準評価値)は少数点以下4位(5位四捨五入)とする。

また、評価値は、基準評価値(次の算式により得られる値をいう。)を下回らないこと。

基準評価値＝100点(標準点)÷予定価格(単位：千万円)

(3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を決定する。

2 第1項第2号の加算点は、別表(以下「加算点算定基準」という。)に基づき配点するものとする。

3 特定建設工事共同企業体での入札の場合は、代表者となる構成員について評価する。ただし、入札公告において別段の定めがあるときは、この限りでない。

4 施工計画に係る評価点は、第3条第2項第1号に規定する職員が協議し定め、評価値は、高松市病院局事務決裁規程(平成23年病院局管理規程第5号)の規定により、契約担当課長が専決する。

(技術評価内容等の確保)

第6条 落札者の決定に反映された施工計画が履行できなかった場合又は落札者の決定に反映された配置予定技術者に係る評価と同等評価以上の技術者を当該工事に配置しなかった場合は、次に定めるところにより、工事成績評定を減点し、違約金を徴収する。ただし、施工条件の変更、災害その他受注者の責めに帰すことのできない事由により、入札時に評価の得られた項目の履行に影響が生じた場合は、現場の条件により、必要に応じてその取扱いを受注者と協議するものとする。

(1) 工事成績評定の減点措置(次により算出された項目ごとの数値の合計が工事成績評定の減点値となる。)

工事成績評定の減点値

＝((A－B)／A)×(該当評価項目の評価点(入札時)／合計評価点(入札時))×10点

A：該当評価項目の評価点（入札時）

B：該当評価項目の評価点（施工後の実施に係るもの）

配置予定技術者に係る評価にあつては、「該当評価項目の評価点」とあるのは、「配置予定技術者に係る評価項目の評価点の合計」とする。

工事成績評定の減点値は小数点以下を四捨五入した値とする。

(2) 違約金の徴収

違約金＝C－C×（（D＋E）／（D＋F））

C：当初契約金額

D：標準点＝100点

E：施工後の実施値による合計加算点

F：当初入札時に記載した施工計画及び配置予定技術者による合計加算点

違約金は、1円未満切捨てとする。

2 加算点算定基準のうち、次の各号に掲げる評価項目においては、当該各号に該当する場合は、工事成績評定点からそれぞれ3点の減点を行うものとする。

(1) 登録基幹技能者の活用 落札者の決定に反映された登録基幹技能者として契約締結後届け出た者が、当該職種に係る作業に従事していることが発注者において確認できないとき、又は監理技術者若しくは現場代理人と兼務しているとき。

(2) 市内企業の活用 受注者の責めに帰すべき事由により落札者の決定に反映された配点に係る評価基準が履行できなかったとき。

(入札方法)

第7条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要領及びその細則並びに高松市病院局契約事務取扱要綱第1項において準用する高松市制限付き一般競争入札実施要領（平成6年4月1日施行）

（以下「一般競争入札実施要領」という。）、高松市病院局入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領、高松市病院局公募型指名競争入札実施マニュアル（平成23年12月28日施行）及び高松市病院局電子入札（工事・コンサル）運用基準（平成23年4月8日施行）により実施するものとする。

（苦情の申立て等）

第8条 総合評価落札方式による入札において落札者とならなかった者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者の苦情及び再苦情の申立てに関しては、高松市病院局工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年7月1日施行）の定めるところによる。

（評価結果等の公表）

第9条 入札及び契約手続の透明性・公正性を確保するため、総合評価落札方式の評価項目及び評価基準、落札者の決定方法等については、第1号に定めるところにより、あらかじめ入札公告等において明らかにし、入札者の提示した施工計画等の評価及び落札結果等については、第2号に定めるところにより、契約後速やかに公表する。

(1) 入札公告等において、次の事項を明記する。

ア 総合評価方式の適用の旨

イ 評価項目及び評価基準

ウ 落札者の決定方法

エ 施工計画又は配置予定技術者についての提案が履行できなかった場合の措置

(2) 契約後速やかに次の事項を公表する

ア 業者名

イ 各業者の入札価格

ウ 各業者の評価値

(秘密の保持)

第10条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。

(工事成績平均評定点の対象期間に係る経過措置)

2 平成25年度においては、別表企業の施工能力の項中「過去8年間」とあるのは、「過去3年間」とする。

(高松市病院局総合評価落札方式試行要領の廃止)

3 高松市病院局総合評価落札方式試行要領（平成23年12月28日施行）は、廃止する。

4 この要領の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約に関しては、前項の規定による廃止前の高松市病院局総合評価落札方式試行要領の規定は、なおその効力を有する。

(高松市病院局公募型指名競争入札実施マニュアルの一部改正)

5 高松市病院局公募型指名競争入札実施マニュアルの一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高松市病院局公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準の一部改正)

6 高松市病院局公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準（平成23年12月28日施行）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(一般競争入札実施要領の一部改正)

7 一般競争入札実施要領の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高松市病院局入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領の一部改正)

8 高松市病院局入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高松市病院局工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の一部改正)

9 高松市病院局工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則

1 この要領は、平成25年10月28日から施行する。

- 2 改正後の高松市病院局総合評価落札方式実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約について適用する。

附 則

この要領は、平成26年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月21日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

(施工期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

(工事成績平均評定点の対象期間に係る経過措置)

- 3 平成31年度、平成32年度及び平成33年度においては、別表企業の施工能力の項中「過去8年間」とあるのは、それぞれ「過去5年間」、「過去6年間」及び「過去7年間」とする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、な

お従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。